

審 議 結 果 速 報

(令和3年10月11日)

陳情3年危機管理第18号

鳥 取 県 議 会

文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・地域づくり県土警察常任委員会

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名	議決結果
3年-18 (R3.09.06)	危機管理	島根原発2号機再稼働の是非について意見を述べる前に、中国電力に対して立地自治体並みの安全協定の実現を強く求めることについて	不採択 (R3.10.11)

▶陳情事項

鳥取県議会から中国電力株式会社に対し、鳥取県が島根原子力発電所2号機再稼働の是非についての意見を述べる前に、鳥取県との間に立地自治体並みの安全協定を締結するよう、強く求めること。

▶陳情理由

島根原発から30km圏内の鳥取県では、原子力災害対策指針にしたがって避難計画を作成することが、法的に義務付けられている。それは、東京電力福島第一原発事故により、40km離れた飯館村までが避難指示区域になった教訓により定められた。原発稼働に関しては、立地自治体同様、周辺自治体もまた最悪の事態に備えてリスクに向き合い、住民の生命・身体及び財産を保護しなければならないという重大な責務を担っている。そのため、鳥取県では、米子市、境港市とともに中国電力に対して立地自治体並みの安全協定を求め続けており、私たちもその姿勢を支持してきた。

ところが、島根原発2号機の国の審査が最終盤を迎える中、中国電力は、本年8月11日に島根県の周辺自治体3市に対して「事前了解は立地自治体固有の規定で、周辺自治体に拡大することは本来あるべき姿とは異なる」と回答し、周辺自治体の「事前了解」の権限を認めないとの判断を示した上に、鳥取県の周辺自治体に対しては、回答さえしなかった。この対応の違いに対して、鳥取県側は強く批判し、すぐに8回目の申入れを行った。

周辺自治体の事前了解権を認めないばかりか、島根県と鳥取県で対応を変えることで両者の関係を分断するような中国電力の対応は、私たち鳥取県の住民にとって、二重に許しがたいものである。

8月11日の安全協定に関する中国電力の対応に強く抗議し、鳥取県が島根原発2号機再稼働の是非についての意見を述べる前に、鳥取県議会として中国電力に対して安全協定の改定実現を求めている。

▶提出者

えねみら・とっとり（エネルギーの未来を考える会） 共同代表 山中 幸子

▶所管委員長報告（R3.10.11本会議）会議録暫定版

本県の安全協定については、運用において立地自治体と同様の対応とされているが、県はこれまで文言上の差異について改定するよう、度重ねて中国電力に申入れをしているところであり、この度、県と中国電力との間で、協定改定に向けた協議会が再開されることとなったことから、不採択と決定いたしました。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

危機管理局（原子力安全対策課）

【現 状】

- 1 本県の安全協定については、島根県の安全協定とは文言上の差異はあるが、実質的には立地自治体と同等であり、このことは中国電力にも文書で確認している。しかしながら、周辺も立地も事故が起これば被害は同じであり、協定の文言の差異について県民や県議会に疑問の声が挙がっていることから、これまで中国電力と立地と同等の協定に改定することについて交渉を続け、8回にわたる文書による申入れを行っている。
- 2 安全協定の改定については、現在、中国電力側にボールがあり、中国電力から納得できる回答が得られなければ、島根原発2号機の再稼働同意の判断に影響を与えることを中国電力には伝えている。
- 3 これまでの安全協定の運用においては、立地自治体との違いはなく、鳥取県にとって安全上の問題が生じていない。

【県の取組状況】

- 1 県は8月11日、中国電力の島根県周辺3市から申入れのあった安全協定改定の3市に対する回答に際し、回答内容の報告を受けるとともに、中国電力に対して、本県に回答がなかったことに対する抗議と立地自治体と同等の安全協定への早期改定について、米子市、境港市との連名による8回目の文書申入れを行った。
- 2 中国電力からは申入れに対し、本県との安全協定は島根県3市と異なり広域自治体（県）が協定に加わっているため、検討に時間を要していること、また、改定については鋭意具体的な検討を進めており、対応がまとまり次第、速やかに回答するとの回答を得たところである。
- 3 県では引き続き、中国電力に対して立地自治体と同等の協定改定を米子市、境港市とともに粘り強く求めていくとともに、国に対しても立地自治体と同等の安全協定へ改定するよう中国電力へ指導するよう重ねて要望していく。